

農業施策の基本的な方針の見直しについて

1 主旨

本市農林業について重点的に実施すべき施策の方向性を示した「農業施策の方向性（H28-32）」の実施期間が令和2年度で終了することから、その後の本市農業施策の基本的な方針の取り扱いについて検討するもの。

【農業施策の方向性（H28-32）】

本市農業が経済社会の構造変化等に的確に対応し、産業として持続的に発展するため、第1次産業の振興に資する農業施策を推進する上で基本的な方針をまとめたもの。目指すべき将来像や将来像の実現に向けた4つの柱を位置づけている。

2 必要性

- (1) 令和2年度に現方向性の実施期間を終えることから、策定当時以降の経済情勢や営農を取り巻く環境の変化に対応した新たな方針を定める必要
- (2) 平成30年10月より「仙台市総合計画」の見直しについて議論されており、新たな仙台市総合計画に対応した農業施策を検討していく必要
- (3) 令和元年9月より、国において「食料・農業・農村基本計画」の見直しについて議論されており、同計画に対応した農業施策を検討していく必要

以上から、令和2年度において農業施策の基本的な方針を見直すこととしたい。

3 基本的な考え方

- (1) 現行の「農業施策の方向性」に掲げる目指すべき将来像やそれに向けた4つの柱を基本としつつ、近年の社会情勢や農政等で掲げられる事項を踏まえた見直しを行う
- (2) 市策定の新たな「仙台市総合計画」「経済成長戦略2023」及び国「食料・農業・農村基本計画」等の基本的な考え方を反映する
- (3) 地域農業者等が抱える課題や現状、支援のニーズ等を踏まえ、持続的な農業振興に結び付く施策の方針とすることを目指す
- (4) 見直される方針を基に、新たな農業施策や各種事業展開について検討する

4 見直しの手法（案）

(1) 検討委員会の設置

- ① 農政推進協議会のもとに「仙台市農業施策基本方針検討委員会」を設置し、見直し素案を検討する（3回実施を想定）。
- ② 検討委員会主催により、地域農業者や食に関連する事業者等から意見を聞く「懇話会」を開催し、新たな基本方針素案の内容に反映する。
- ③ 検討委員会で整理した基本方針素案及び推進体制を農政推進協議会で協議し、新たな基本方針として決定する。

(2) 検討委員会の構成員

- ① 農政推進協議会要綱第6条2項に従い、学識経験者、関係団体等から市長が委嘱する。
- ② 検討委員会の任期は、協議会から付託された事項の検討が終了するまでとする。

※参考：各種計画の位置付け

(1) 仙台市の計画等

① 新たな仙台市総合計画（案）

- ・ 21世紀半ばを見据えた目標とする都市像と、これを実現するために取り組む施策の方向性を総合的・体系的に示した「基本計画（令和3年度～令和12年度）」、目標を着実に実現していくための3年間の計画期間を基本とする「実施計画」で構成。
- ・ 市民協働の理念のもと、「環境」「共生」「学び」「活力」の4つの都市個性を掛け合わせ、仙台が仙台らしく輝ける新たな杜の都を目指すとしている。

② 仙台市経済成長戦略 2023 ～豊かさを実感できる仙台・東北を目指して～

- ・ 仙台・東北の経済成長につなげていくために、本市の目指すべき姿やその実現に向けた方向性を明確にし、民間と行政が共有し連携して取り組んでいくことを目指し策定。
- ・ 3つの取り組みの視点（1. 地元企業や産業の競争力強化、2. 経済成長と社会的課題解決の両立、3. 東北の持続的発展への貢献）のもと、3つの柱と7つの重点プロジェクトを設定。農業の高付加価値化や地消地産の取組など、地域に根差した農食ビジネスの推進に取り組むとしている。

(2) 国の計画等

① 食料・農業・農村基本計画

- ・ 法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたものであり、情勢変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更される。令和2年3月に見直し予定。
- ・ 「1. 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保」「2. 中山間地域も含め農村に人が住み続けるための条件整備」「3. 農村地域の魅力等の発揮と地域内外への発信等」を農村振興の施策の柱に取組を進めることとしている。

② 農林水産業・地域の活力創造プラン

- ・ 農林水産業を産業として強くしていく政策（産業政策）と国土保全といった多面的機能の発揮するための政策（地域政策）を車の両輪として、幅広い政策分野に渡り必要となる施策検討を目的にグランドデザインとしてまとめたもの。
- ・ 「付加価値向上のためのバリューチェーンの構築」「生産現場の強化」等4つの柱を軸に、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を目指すもの。

別紙1

【想定スケジュール】

令和2年3月	・農政推進協議会① … 方針見直しについて
令和2年5月	・検討委員会① … 見直しの考え方等について
令和2年6～8月	・懇話会①～③ … 地域農業者等から意見のヒアリング
令和2年9～10月	・検討委員会② … 新方針素案について
令和3年1月	・検討委員会③ … 新方針素案の決定
令和3年2月	・農政推進協議会② … 新方針案の決定

別紙2**【検討委員会（委員数：6名程度） 構成（案）】**

学識経験者	1名程度
農業団体・機関関係者	3名程度
消費・流通事業関係者	2名程度